改正項目	現行の規定内容	変更内容	変更の理由
(あ)補欠選任の地方扶助 審査委員の任期規定の新 設(§7V)	委員の任期は2年(固定),任期途中の退任 による補欠選任の委員の任期に関する定め なし。	補欠選任の委員の任期は、退任委員の任期の満了時までとする。	センターの補欠役員の任期が前任者の 残任期間とされていること(総合法律支 援法§25I)等に倣ったもの。
	関連事件の援助申込みについて、書類作成 援助においては、中間報告書、終結報告書 等の提出をもって援助申込みとみなしている が、代理援助に関する同様の定めがない。	代理援助についても、中間報告書等の 提出をもって関連事件の援助申込みと みなすこととする。	書類作成援助との均衡を考慮
	援助開始決定において定まった立替費用の 種類・金額等については、その後の変更を可 能とする定めがない。	地方事務所長は、援助開始決定後に、審査に付して、援助開始決定の内容である立替費用の種類・額等の全部又は一部を変更することができるものとする。	援助開始後の事情変更により案件の処理方針を変更する必要がある場合に、これに伴い立替費用の種類・額等の変更も要するとところ、これを可能とする規定を整備したもの。
件が欠けた場合の調査規 定の新設(§35)	援助開始又は不開始決定の判断に必要な事項について調査可能。事後に援助要件を欠いた場合にされる援助取消決定(§40)の判断に必要な事項についての調査については定めがない。	とする。	援助の開始・不開始の判断は援助要件該当性に基づくものであり、援助開始・不開始決定のための調査は援助要件の有無を調査するものであるから、同様に援助要件の有無を判断する援助取消決定についても、調査対象としない理由がない。
結を義務付ける規定の新 設(§42)	L.	を選任したときは当該者にその旨を通知することとし(§38VII,§39VII),当該者	選任された受任者等に速やかに個別契約を締結させることとして、その後速やかに案件処理に着手することとされていること(§46 I)と一体として、迅速な援助を実現する。
	受任者が事件に関し相手方等から金銭を受領したときは、速やかにその全額を地方事務所長に引き渡さなければならない。特別の事情あるときは、受任者に一時保管させることができる。	必要があると認めるときは、当該金銭の 全部又は一部を引き渡すよう求めること ができるとする。	小規模事務所では金銭の受入・払出の 事務負担が大きく、例外が主たる運用と なっていることから、原則受任者保管と して受任者に報告義務を課すこととした もの。
	終結時の報酬金決定の定め(§57,58)のみ。ただし、細則において、終結決定前に報酬予定額の仮払いができる旨の規定あり。	地方事務所長は、事件に関し相手方等から金銭を受領した旨の受任者からの報告がされたときは、終結決定前でも、審査に付して、当該受領金銭に対応する報酬金の額・支払い方法を決定することができるとする。	事案によっては終結決定前に相手方等から事件に関し金銭が支払われる場合があるところ、その場合に、当該金銭の額に応じた報酬金を中間報酬金として支払うことができるものとしたもの。その場合、細則における仮払いのような暫定的な方法ではなく、確定的な支払いの制度としたもの。
	追加支出の規定はあるも、被援助者に意見 を聞く旨の定めはない。	追加支出に当たり被援助者の意見聴取 を義務づけるものとする。ただし、連絡が 困難でかつ緊急性があるなど、特別の 事情があるときは、この限りではないと する。	とから, 意見聴取の必要があり, 実務で
(け) 被援助者死亡におけ る個別契約の承継等に関 する規定の新設(§53Ⅱ)	被援助者死亡の場合は、個別契約の当然終 了事由となっている。	約上の権利義務を相続により承継する者が確定し、当該者が引き続き援助を 希望し、かつ援助の要件に該当するとき は、個別契約は終了せず、個別契約上	現行のままでは、たとえ相続人間の協議で承継者を定めたとしても、改めて援助申込み・援助開始決定が必要となるとも解される上、前契約に基づく償還義務を当該承継人に承継させることができるかどうかも不明瞭であることから、その取扱いを明確にしたもの。
(こ) 受任者等の辞任・解 任等による個別契約終了 後の手続の整備(§55)	地方事務所長は、個別契約の当然終了及び解除による終了の場合に以下の事項等を行う旨規定されている。 ①被援助者及び受任者等に対して通知すること(ただし、住所不明の場合を除く) ②後任となる受任者等を選任すること(§38 III,39 II) ③受任者等に対し着手金等の全部又は一部を返還するよう求めることができること(§55 III)	①個別終了契約通知は、被援助者死亡の場合には、住所が明らかな相続人に対してなすべきこと ②後任となる受任者等に対し新たに着手金等の立替額を決定できること ③受任者等に対し着手金等の返還を求	①被援助者が死亡して個別契約が当然に終了した場合、その旨を住所が明らかとなっている相続人に対する限度で通知するのが相当である。 ②後任となる受任者等には当然着手金等の支払が必要になるので、その決定手続に関する規定が必要となる。 ③受任者等に対し着手金等の返還を求める額が決定されたら、その額は受任者等の法テラスに対する債務に転化するのであり、被援助者の立替金債務はその金額の限度で減少する旨を規定上も明確化する必要がある。
	事件が終結し, 受任者等から終結報告書が 提出されたときは, 終結決定をする。		関連事件があるときはこれとあわせて終 結決定をし、報酬金等を定めることが相 当な場合もあるため。
(し) 終結決定後の償還方 法の変更に関する規定の 整備(§59Ⅳ)	援助終結後の償還方法の変更規定はない。	地方事務所長は、援助終結後に、被援助者の申請を相当と認めるときは、償還方法の変更を決定することができる。	援助終結後の生活状況等の変化に応じて償還方法の変更を要する場合もあるところ、そうした被援助者の事情に応じて償還方法の変更を可能するため。